

「結核に関する特定感染症予防指針」の制定について（案）

1 趣旨

結核対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。以下「改正法」という。）により結核予防法が廃止された後においても、発生の予防・まん延の防止、医療の提供、研究開発の推進等に係る指針を国において示すことが、対策を推進する上で重要である。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第11条の規定に基づき、結核について、その予防の総合的な推進を図るための指針を作成し、公表することとする。

なお、内容については、結核予防法に基づく「結核の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（平成16年厚生労働省告示第375号。以下「旧指針」という。）の内容を引き継ぐものとし、併せて改正法の施行に伴い旧指針は廃止するものとする。

2 指針の構成と主な内容

（1）前文

- ① 結核対策において結核予防法が果たしてきた役割の大きさと、いまだに結核が主要な感染症である現実とを踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う結核予防法の廃止後においても、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核の発生の予防及びそのまん延の防止、結核患者に対する良質かつ適正な医療の提供、結核に関する研究の推進、医薬品の研究開発、人材養成、啓発や知識の普及とともに、国と地方公共団体、地方公共団体相互の連携と役割分担を明確にし、結核対策を総合的に推進することにより、結核対策の一層の充実を図る必要があること。
- ② 本指針は、このような認識の下に、総合的に予防のための施策を推進する必要がある結核について、国、地方公共団体、医療関係者、民間団体等が連携して取り組んでいくべき課題について、発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とすること。

（2）原因の究明

- ① 国及び都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）においては、結核に関する情報の収集及び分析並びに公表を進めるとともに、海外の結核発生情報の収集については、関係機関との連携の下に進めていくこ

とが重要であること。

- ② 都道府県等は、地方結核・感染症サーベイランス委員会の定期的な開催や、発生動向調査のデータ処理に従事する職員の研修等を通じて、確実な情報の把握及び処理その他精度の向上に努める必要があること。

(3) 発生の予防及びまん延の防止

- ① 結核予防対策においては、事前対応型行政の体制の下、国及び地方公共団体が具体的な結核対策を企画、立案、実施及び評価していくことが重要であること。
- ② 我が国の現在の結核のまん延状況にかんがみ、発生の予防及びまん延の防止のための対策の重点は、発症のリスク等に応じた効率的な健康診断、初発患者の周辺の接触者健診、有症状時の早期受療の勧奨等きめ細かな個別的対応とする必要があること。
- ③ 定期の健康診断、結核のまん延を防止するため必要があると認めるときに行う健康診断及びBCG接種について、旧指針第2の2から4までと同様の規定を設けること。
- ④ 国は、BCGについて、円滑な供給が確保されるよう努めることが重要であること。

(4) 医療の提供

- ① 結核患者に対して、早期に適正な医療を提供し、疾患を治癒させること及び周囲への結核のまん延を防止することを結核に係る医療提供に関する施策の基本とすること。また、我が国の現在の結核のまん延状況にかんがみ、医療においても対策の重点は発症のリスク等に応じた結核患者に対する適正な医療の提供、治療完遂に向けた患者支援等きめ細かな個別的対応に置くことが重要である。
- ② 適正な医療が提供されることは、公衆衛生上も極めて重要であり、結核に係る適正な医療について医療機関への周知を行う必要があること。また、結核病床を有する第二種感染症指定医療機関においては、結核患者に対して、特に隔離の必要な期間は、結核のまん延の防止のための措置を採った上で、患者の負う心理的重圧にも配慮しつつ、療養のために必要な対応に努めるとともに、隔離の不要な結核患者に対しては、結核以外の患者と同様の療養環境において医療を提供する必要があること。さらに、患者に薬物療法を含めた治療の必要性について十分に説明し、理解及び同意を得て治療を行うことが重要であること。
- ③ 医療機関においては、結核の合併率が高い疾患を有する患者等の管理に際し、必要に応じて結核発症の有無を調べ、積極的な発病予防治療の実施に努めるとともに、入院患者に対し、結核に関する院内感染防止対策を講ずるよう努めなければならないこと。
- ④ 国民は、結核に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うとともに、特に有症状時には、適正な治療を受ける機会を逃すことがないように早期に医療機関を受診し、結核と診断された場合には治療を完遂するよう努めなければならない。また、結核の患者について、偏見や差別をもって患者の人権を損なわないよ

うにしなければならないこと。

- ⑤ 結核の治療を行う上での服薬確認の位置付けその他結核に係る医療の提供のための体制について、旧指針第3の2及び3と同様の規定を設けること。

(5) 研究開発の推進

- ① 国としても、必要な調査及び研究の方向性の提示、海外の研究機関等も含めた関係機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を通じて、調査及び研究を積極的に推進することとする。
- ② BCGを含む結核に有効なワクチン、抗菌薬等の結核に係る医薬品は、結核の予防や結核患者に対する適正な医療の提供に不可欠なものであり、これらの研究開発は、国と民間が相互に連携を図って進めていくことが重要であるため、国においては、結核に係る医療のために必要な医薬品に関する研究開発を推進していくとともに、民間においてもこのような医薬品の研究開発が適切に推進されるよう必要な支援を行うこととする。
- ③ 国、地方公共団体及び民間における研究開発の推進について、旧指針第4の3及び4並びに第5の2及び3と同様の規定を設けること。

(6) 国際的な連携

- ① 国等においては、結核対策に関して、海外の政府機関、研究機関、世界保健機関等の国際機関等との情報交換や国際的取組への協力を進めるとともに、結核に関する研究や人材養成においても国際的な協力を行うこととする。
- ② 世界保健機関等への協力について、旧指針第8の3と同様の規定を設けること。

(7) 人材の養成

- ① 結核の早期の確実な診断及び結核患者の治療成功率の向上のために、国及び都道府県等は、結核に関する幅広い知識や標準治療法を含む研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成を行うこととする。また、大学医学部を始めとする、医師等の医療関係職種の養成課程等においても、結核に関する教育等を通じて、医師等の医療関係職種の間での結核に関する知識の浸透に努めることが求められること。
- ② 国及び都道府県等における人材の要請について、旧指針第6の2及び3と同様の規定を設けること。

(8) 普及啓発及び人権の尊重

旧指針第7と同様の規定を設けること。

(9) 施設内（院内）感染の防止等

- ① 施設内（院内）感染の防止について、旧指針第8の1と同様の規定を設けること。
- ② 小児結核対策について、旧指針第8の2と同様の規定を設けること。

- ③ 都道府県等は、保健所による公的関与の優先度を考慮して業務の重点化や効率化を行うとともに、保健所が公衆衛生対策上の重要な拠点であることにかんがみ、結核対策の技術的拠点としての位置付けを明確にすべきであること。

(10) 具体的な目標等

- ① 今後も引き続き、結核対策を総合的に推進することにより、我が国が、世界保健機関のいう中まん延国・結核改善足踏み国を脱し、近い将来、結核を公衆衛生上の課題から解消することを目標とし、具体的には、国においては、2010年までに、喀痰塗抹陽性肺結核患者に対する直接服薬確認治療率を95%以上、治療失敗・脱落率を5%以下、人口10万人対り患率を18以下とすることを目指すこととする。
- ② 本指針に掲げた取組の進捗状況について、定期的に把握し、専門家等の意見を聴きながら評価を行うとともに、必要に応じて、取組の見直しを行うことが重要であること。

3 施行日

平成19年4月1日

(参考)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

(特定感染症予防指針)

第十一条 厚生労働大臣は、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省令で定めるものについて、当該感染症に係る原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携その他当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針（次項において「特定感染症予防指針」という。）を作成し、公表するものとする。

2 厚生労働大臣は、特定感染症予防指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。